

迷惑行為があった場合、当院での診療を お断りすることがあります。

当局の指導により、以下のような迷惑行為があった場合、当院での診療をお断りすることがあります。

患者様及び職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 他の患者様や職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった場合
- 2 大声、暴言などの言語による脅迫的な行為
- 3 不当な過度の要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合
- 4 病院建物および設備等を故意に破損した場合
- 5 刃物等の危険物を院内に持ち込んだ場合
- 6 難癖をつけた入院費の未払い、代金の返金要求
- 7 その他医療の提供に支障をきたす行為

※被害の受ける恐れがあると判断した場合や実際に被害があった場合は、当院の顧問弁護士らと相談のうえ、警察への通報を含め法的措置をとらせていただくこともあります。

2025年 5月
医療法人聖志会渡辺病院
院長 渡辺 浩年